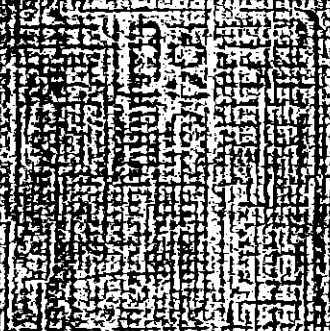


兵庫縣漁業慣行錄

淡水漁業之部  
卷之十四



兵庫縣漁業慣行録卷之十四

淡水漁業之部

播磨國揖東郡

揖保川

第一章 漁制

第一款 掟類

第一項 保護ニ關スル事

北龍野村

漁具 舊藩時代ニハ捲網ノ使用ヲ禁止セシカ維新以

降其法廢絶セリ

第二項 漁税ニ關スル事

香山村 吉島村 上笹村

従来漁業ヲナセシモ納税セシトナシ

下野村 新宮村 曾我井村

舊藩時代ニハ漁税トシテ年々鮎若干ヲ納メシカ維新  
後廢絶セリ

嘴崎村

舊藩時代ニハ川運上トシテ年々銀十一匁ヲ納メ明治  
五年ヨリ川税トシテ金一錢八厘宛ヲ村方ヨリ納メシ  
カ其後廢税トナレリ

東嘴崎村

舊藩時代ニハ川運上トシテ年々銀三匁ヲ納メ明治五  
年ヨリ川税トシテ金六厘ヲ村方ヨリ納メシカ其後廢  
税トナレリ

北龍野村

舊藩時代ニハ運上トシテ網漁ニ付銀一匁釣漁ニ付五  
分ヲ納メシカ維新以降廢税トナレリ

新在家村 興濱村

本村ハ鹹水漁業ヲ専ラニシ別段川漁税ナルモノナシ  
詳細ハ鹹水ノ部ニ掲載ス

第三項 其他ニ關スル事

下野村 新宮村 曾我井村

舊領主ニ於テ遊漁ノ為ノ陰曆四月ヨリ十月迄字東川  
原北井野原村井堰迄長凡百廿間ノ間ヲ禁漁場トナ  
シタリ

第二款 規約及慣例

第一項 保護ニ關スル事

北龍野村

漁期 舊藩時代ニハ鮎漁期ヲ四月ヨリ十月共曆ニト定メシカ爾來之ヲ慣行シ今ニ實施セリ

第二項 漁業ニ關スル事

第一節 漁權

香山村 吉島村 上笹村 下野村 新宮村 曾我井村

菰崎村 東菰崎村

舊藩時代ニハ領地外ニ出漁スルヲ許サ、リシカ維新後其法廢シ目今ハ本流域内一般入會漁場トナレリ

北龍野村

舊藩時代ニハ他領内ノ人民來漁スルヲ停止シタリ故

ニ犯スモノハ其漁具ヲ差押ユルノ慣例ナリシカ廢藩  
後其法廢止シ目今ハ一般隨意入會漁場トナレリ  
新在家村

支流河口ニ於テハ興濱村ト入會漁業ナリ  
興濱村

鮒及小鮎網漁場ハ本流ノ河口ニ在テ本村ノ專有漁場  
タリ又該支流河口ニ於テハ新在家村共入會漁業ス  
蟹等ノ川受網漁場該魚ノ流レ下ルヲ受ハ本流河口ヨ  
リ溯ル丁九三十丁ノ間ニシテ本村ノ專漁場トス  
第二節 仲間加入ノ仕来

興濱村

鮒及小鮎網新漁者ハ仲間入りト稱シ舊漁者一統ニ對  
シ金壹兩ヲ贈リシカ近年ハ金五拾錢及酒壹升ト改メ  
タリ

第三節 他方ノ漁夫來漁ニ係ル手續  
第四節 販賣ノ仕方

鬻崎村

捕漁セシ魚ハ近隣地方及揖西郡龍野町ハ販賣ス

東鬻崎村

捕漁セシ魚ハ直ニ近傍各村ニ現金ヲ以テ販賣ス

北滝野村

捕漁セシ魚類ノ販賣ハ一定ナラスト虽モ鮎魚ニ限り  
出買ト稱スルモノアリ其漁場ニ來ルヲ俟ツテ販賣ス

第二章 漁撈

第一款 種類

第一項 品名

産出ノ水産物品名尤ノ如シ

鮎

鮠

蟹

鮠

鰻

鱈

鮎

鯉

小鮎

鮎

雜魚

鱈

第二項 大小輕重

鰻

小ナルハ六寸此量九是ヨリ生長シテ九一尺三寸此量十

及ニ及フモノアリ中ニハ尚長シテ一尺五寸ニ至ルモ

ノアリ此量八普通多キハ此時ニシテ又最モ佳味ノ秋

トス東ヨ爾以下全シニ

鮎

一寸五分ヨリ三寸迄ノ小鮎ト唱フ此量允一後チ長  
 テ五寸ナド量ニ至ル此時卵ヲ孕ミ最モ佳味ナリ且普通  
 多キモノトス尚長レテ七寸ニ及フ此量ニアリ

第二款 漁期  
 第一項 期節

捕魚ノ期節尤ノ如シ

品名	香山村 上笹村		下野村 新宮村		鷺崎村		東鷺崎村		北龍野村		新在家村		興濱村	
	期節	良時季	期節	良時季	期節	良時季	期節	良時季	期節	良時季	期節	良時季	期節	良時季
鮎	自十一月至翌年正月													
鱈		自三月至七月	自四月至十月	自八月至九月										
鱈		自九月												
蟹														
鱈														
鱈														
鮎														
鮎														
鮎														
鮎														
鮎														
鮎														
鮎														
鮎														
鮎														
鮎														
鮎														

鮎	雜魚
自二月 至五月	自土月 至土月
九月	
自四月 至十月	
八月 九月	
自五月 至十月	
八月 九月	
自三月 至十月	
八月	

第三款 漁場

揖保川ハ源ヲ本國兵庫郡ニ發シ同郡下宇原村ヨリ本郡  
 上笹山村ト香山村ノ間ニ入り南流シ北龍野村ニ至リテ  
 揖西郡龍野町ニ入り同郡下餘部村ヨリ再ヒ本郡興濱村  
 ニ出テ直ニ海ニ注ク又同村ヨリ川ヲ支分シテ東ニ向ヒ  
 新在家、余子濱村ヲ通過シテ大江島村ニ至テ海ニ入ル本  
 郡流程四里十八丁ニシテ川幅ハ上流本郡境ヨリ下九三  
 里即東濱崎村ニ於テ八十間又流末ヨリ上九丁即余子  
 濱村ニ於テ三十五間  
 本川ハ元來水源樹木繁茂シテ涵養十分ナリシカ近來濫  
 伐ノ為ノカ夏日ニ至レハ時々涸水ス故ニ其候ニハ海潮  
 逆上スル下河口ヨリ九二十丁ニ至レリ水色ハ一体ニ清  
 ク流勢ハ上流即チ郡界ヨリ下九三里半日飼村邊ハ概子



緩急相半シ水底ハ渾テ砂石ナリ流末余子濱村興濱村邊ニ至リ稍緩ナリ  
 漁場ハ郡内流域内一般ニシテ更ニ定マリナシ獨リ新在家村及興濱村漁業ニ係ル鮒及小鮎漁ハ該流ノ川口トス  
 漁獵ノ重ナルモノハ蟹、鮎、鯉、鰻、鮓等トス就中盛漁ノ地方ハ蟹、鰻、ハ興濱村ニシテ鮎ハ香山上流末ヨリ新宮里同半、齋崎里同四ノ諸村トス

第四款 入會漁船ノ數

第五款 漁具

第一項 漁網及釣具等

漁具現數左ノ如シ

但鮎築漁具ヲ使用スルモ其數詳カナラザルニ付畧ス

鮎打網 數	鯉 網 數	鰻 釣 數	蟹鰻川受網 數	鮒小鮎網 數	鮎魚打網 數	漁具名
一九						香山村
四						吉島村
三						上笹村
二						下野村
一三						新宮村
						曾我井村
二						齋崎村
五		一〇				東齋崎村
一八						北齋野村
				二		新在家村
	四〇		三	二〇	五	興濱村
六六	四〇	一〇	三	二二	五	合計

鮎瀬張網	鮎捲網 <small>一名スリ網</small>	鮎雜魚待網	鮎掛釣	鮎釣	雜魚前掛網	雜魚玉又手網
数 量	数 量	数 量	数 本	数 本	数 量	数 量
三	四			一五〇		
				四五〇		
				一六〇		
二〇						
一			二			
				一〇		
一〇		六			三	七
九	四					
五三	八	六	二	二一七〇	三	七

第二項 漁 船

漁船ノ現數左ノ如シ

種 別	東 齋 崎 村	新 在 家 村	興 濱 村	合 計
二間半漁船	一			一
三間漁船		二	二〇	二二

第六款 漁 法

鰯魚漁

打網 鹹水漁業ノ部ニ全シ

魷魚

魷網 揖西郡ニ全シ

蟹漁

川受網 八月頃出水ノ際川中場所ヲ撰ニ杭ヲ立テ漁船ニ乗テ止メ上流ニ向テ該網ヲ沈メ置テ其漁具及裝置方ニ鰯魚鹹水漁業突網ニ全シ而シテ蟹ハ水勢ノ強カ為メニ流サレ下流ヘ降り該網ニ陥ルナリ漁者之ヲ窺ヒ即チ揚クルモノトス  
興濱ヨリ調

鯉魚

稽 漁船ニ打乘リ各所ヲ漕キ廻リテ鯉魚ノ棲息ヲ搜

索レ之ヲ認メタル片ハ即チ替ヲ投シテ之ヲ捕フル  
モノトス興濱村調

小鮎漁

鮎小鮎網 揖西郡小鮎押網ニ全シ

鰻漁

釣 川受網 揖西郡ニ全シ

鮎漁

打網 瀬張網 掛ケ釣 揖西郡ニ全シ

捲キ網一名スシ網 七八月頃午後二時乃至四時ノ頃鮎

魚ノ深處深マリト云フヨリ淺瀬ニ群集スル下ア

リ依テ深淺ノ畧間ニ該網ヲ張リ一方ヨリ鵜繩ヲ以

テ之ヲ追ヒ或ハ大聲ヲ攀ケ或ハ石礫ヲ投スレハ鮎

皆驚愕シテ狼狽急ニ深所ニ歸ラントシ該網ニ罹ル

ナリ此漁ハ四人掛リトス古山ヨリ調

待網 揖西郡ニ全シ

雜魚漁

待網 揖西郡ニ全シ

前搔網 泥中ヲ搔キ以テ其潜伏スル處ノ魚ヲ抄ヒ揚

クルモノトス北竜野村調

玉叉手網 揖西郡鮎玉叉手網ニ全シ

第七款 有害漁法

維新以來鮎凡二三寸許ニ成長セシ頃ノ投ル網ノ類ニテ  
 漁スルヲ以テ鮎魚ノ數大ニ減ス思フニ該漁期ヲ六月以  
 後トスレハ其繁殖ヲ保護スル丁甚タ大ナルヘシニ調査山村  
 〽〽

第三章 蕃殖

第一款 生産期節

水族ノ生産スル期節九ノ如シ  
查 齋崎村ヨル

種別	九 月	十 月	捕獲セシ月
鮎	卵ヲ孕ミタルモノヲ初メテ捕獲セシ月	卵ヲ孕ミタルモノヲ最後ニ捕獲セシ月	卵ナキモノヲ初メテ捕獲セシ月

兵庫縣

系

兵庫興

第二款 生産場

第三款 有害物

鮎、小鮎漁ハ明治十四五年頃迄ハ多分ノ收穫アリシカ其  
 後年々肥料石灰流行シ其汁液川中ニ流レ入ルヲ以テ為  
 ノニ該魚ノ産卵ヲ妨害シ頻年收穫ヲ減シ近年ハ實ニ僅  
 ヲノ收穫ナリ故ニ石灰ノ肥料ヲ禁スルニアラスレハ該  
 魚遂ニ盡クルニ至ラレ乎典濱ヨ村調

兵庫縣

第四款 蕃殖ヲ謀ル地野

鱒魚ハ常ニ遡リ来ルナリ依テ更ニ該魚ヲ移シ三四年間  
漁業ヲ禁レテ之レカ養成ヲナサハ頗ル蕃殖スベシ  
村下 謝野

ヨ查  
ルニ

系

第四章 漁民

第一項 營業ノ景況

本川沿村漁業ハ農間ノ餘業ニシテ著シキ盛衰ナレ尚尤  
表ヲ掲ケテ一般ノ狀ヲ示スヘシ

漁業概況

種別	建網類 數量	旋網類 數量	抄網類 數量	掩網類 數量	手鉤類 本數	又鉤類 本數	漁船 個數
香山村	一三	四		一九	一五五〇		
吉島村				四	四五〇		
上笹村				三	一六〇		
下野村				二			
新宮村	二〇			一三			
曾我井村	一						
菅崎村				二	二		
東菅崎村	一〇			五	二〇		
北竜野村	九	四	一〇	一八			
新在家村			二			二	
興濱村			三	五	四〇	二〇	
合計	五三	八	三五	七一	二一八〇	四〇	二二

兵庫縣



漁民 数人
三二
九
四
二
四
一
五
五
一七
二
二〇
一〇〇

第二項 營業種別

漁業者ノ種別左ノ如シ

種別	香山村	吉島村	上笹村	下野村	新宮村	菅我井村	菅崎村	東菅崎村	北菅野村	新在家村	興濱村	合計
鰻魚投網漁者	一〇	三	二	二			二	五	一			三五
鮎小鮎漁者										二	一〇	一二
蟹鰻川受網漁者											一三	一三
鰻釣漁者								二				二
鯉積漁者											九	九
鮎打網漁者											九	九
鮎瀬張漁者					四	一		六				一九
鮎捲網漁者		二										二
鮎掛釣漁者							二					二
雜魚持網漁者										六		六

系



業取締ヲ管理セシメタリ

第二款 規約及慣例

第一項 保護ニ關スル事

第二項 漁業ニ關スル事

第一節 漁權

福地村

舊藩時代ニハ士族ノ外ハ漁業ヲナスヲ得ス且ツ領地  
外ニ出ルトモ得ナリシカ維新後其法廢シ士民ノ別  
ナク之ヲ營ミ且何レノ場所ナルモ自由營業スルトナ  
ナリタリ故ニ本川ハ彼此ノ別ナク一般入會漁業ヲナ  
セリ

第三款 犯則違例ノ處分

林山田村 六九谷村 林田町 上構村 林谷村 久保村

下構村

犯則違例ノ者アリシ片ハ罪ノ輕重ニ從ヒ各村ニ設ケタル郷藏ニ一周間乃至五周間拘留シ又ハ手錠ニテ自宅ニ謹慎セシメラレタリ

福地村

漁業ニ付舊藩ヨリ發シタル制度規則ニ違犯セシモノアル片ハ相當ノ處分アリシカ維新後止ノリ

第二章 漁撈

第一款 種類

第一項 品名

產出ノ水產物品名及ノ如シ

鯉 鮠

鮠 鮠

毛口 口

鯰

鰻

鮒

第二款 漁期

第一項 期節

品名	鮓	鮒	鰻	夕十コ	鮓	品名
期節	周年	周年	自五月至五月	周年	周年	林田村 六九谷村 久保村
良時季	九月		九月			林田町 上構村 下構村
期節	自四月至					福地村
良時季						

第二款 漁場

林田川ハ源ヲ本國宍粟郡ニ發シ同郡狹戸村ヨリ本郡松  
 山村ニ入り南流シテ片吹村ヨリ揖西郡ニ入り同郡真砂  
 村ニ至リテ揖保川ニ合ス郡内流程四里ニシテ川幅ハ松  
 山村ニ於テ十間又流末ヨリ上九一里即廣山村ニ於テ三  
 十間トス水量ハ十分ナラス夏期耕地養水ノ際ニ少シク  
 早スレハ忽チ皆乾涸スルノ患アリ水色ハ清ク流勢ハ緩  
 急相半ス  
 漁場ハ郡内流域一般ニシテ漁村互ニ入會トス但漁獵ノ  
 重ナルモノハ鮎、雜魚ナリ

魚  
具

第四款 入會漁船ノ數

第五款 漁具

第一項 漁網及釣具等

漁具現數左ノ如シ

雜魚卷網	鮎玉網	鮎卷網	鮎打網	鰻釣	漁具名
數	量	數	量	數	本
			一		林山田村
一		一	二	二	六九谷村
一	四	四	五	二	林田村
	二		三	一	上構村
	一		二	二	林谷村
一	二	一	三	三	久保村
	二		一		下構村
			四		福地村
三	一	六	二	一	合計

系



第六款 漁法

鰻魚

釣 揖西郡ニ全シ

鮎魚

打網 玉網 揖西郡ニ全シ

卷網 本郡揖保川ニ全シ

雜魚

卷網 使用法概子本郡揖保川鮎卷網漁ニ全シ但一組ニ付二人掛リトス

兵庫縣

第三章 蕃殖

第一款 生産期節

水族ノ生産スル期節左ノ如シ  
福地村ヨル

種別	點
卵ヲ孕ミタルモノヲ初メテ捕獲セシ月	九月
卵ヲ孕ミタルモノヲ最後ニ捕獲セシ月	十一月
卵ヲキモノヲ初メテ捕獲セシ月	

系

兵庫縣

第二款 生産場

第三款 有害物

近年肥料トシテ石灰ヲ用フルヲ以テ其汁液中ニ流レ  
入り為ノニ水産ノ繁殖ヲ害セリ  
福地ヨリ調

系

第四章 漁業

第一款 營業ノ景況

林山田村 六九谷村 林田町 上構村 林谷村 久保村  
下構村

舊藩時代ニハ漁場ニ漁具ニ各其制アリテ水産ノ保護ニ注意セシニヨリ數十名ノ藩士游漁セシモ曾テ減少ノ患ヒ無カリシカ維新後士民一般自由入會ノ漁業トナリ明治七八年ノ頃ハ殆ント百名以上ニ及ヒ遂ニ酷捕ノ弊ヲ生シ為ノニ漸次水産減レ隨テ漁者亦減少シ  
明治十九年ノ如キハ僅カニ二十名ニ過キサルニ至レ

福地村

漁業上著シキ盛衰ナシ

以上各地ノ概況ヲ記述セリ尚左表ヲ掲ケテ一般ノ状ヲ示スヘシ

漁業概表

種別	旋網類 数量	抄網類 数量	捲網類 数量	手釣類 本数	漁民 人数
林山田村			一		一
六九谷村	二		二	二	三
林田村	五	四	五	二	五
上構村		二	三	一	四
林谷村		一	二	二	二
久保村	二	二	三	三	三
下構村		二	一		二
福地村			四		四
合計	九	一	二	一〇	二四

第二款 營業種別  
漁業者ノ數左ノ如シ

種別	鰻釣漁者	鮎打網漁者	鮎卷網漁者	鮎玉網漁者	雜魚卷網漁者
林山田村		一		二	
六九谷村	一	二	一		一
林田村	二	四	四	三	一
上構村	一	二			
林谷村	一	一		一	
久保村	二	二	一	二	一
下構村	二			一	
福地村		四			
合計	九	一六	六	九	三

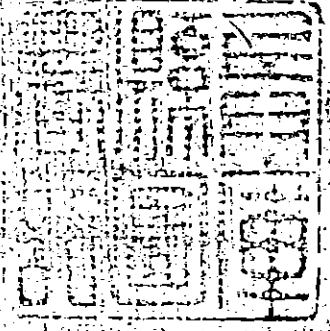
兵庫縣漁業慣行錄卷之十四終

兵庫縣

兵庫縣漁業慣行錄

淡水漁業之部

卷之十五



兵庫縣漁業慣行録卷之十五

淡水漁業之部

播磨國揖西郡

揖保川 附中川、元川

第一章

漁制

第一欸

捉類

第一項

保護ニ関スル事

第二項

漁税ニ関スル事

龍野町

舊藩時代ニハ鮎運上トシテ年々錢廿五文宛ヲ納メシ

カ明治三年ノ頃ヨリ廢止トナレリ

日山村

正條村

萩原村

上河原村

上餘部村

下餘部村

從來漁税ヲ納メシトナシ

濱田村



舊藩時代ニハ青海苔及鯔魚運上ヲ納メリ尚鹹水ノ部ニ詳記ス

荊屋村

本村ハ鹹水漁業ヲ專ミセリ又川漁業ヲ兼セシモ川漁ノ為メ別ニ納税ハシタルナシ

第二款 規約及慣例

第一項 保護ニ関スル事

萩原村 上河原村 上餘部村 下餘部村

漁期 従前ハ鮎漁ハ五月節ノ中日陰ヲ以テ網卸稱シ地方ノ漁業者申合セ根リニ捕獲スルナク稍保

護セシトアリシモ維新後遊漁者多ク將來ノ不利ヲ

顧ミス濫漁ス然レモ專業者ハ尚舊慣ヲ守リ五月中

日ヨリ投網卸ヲナシ其他ハ番人ヲ置テ鵜群来ノ妨

害ヲ防テ之ヲ保護セリ

第二項 漁業ニ関スル事

第一節 漁權

龍野町

北揖東郡新宮村ヨリ南本郡正條村迄百丁ノ間ハ入會

渚場トス

日山村

本村ヨリ下流下餘部村迄三里ノ間ヲ本村ノ渚場トス

正條村

新在家村ヨリ下流今市村ニ至ル十九丁ノ間ヲ本村ノ

渚場トス

萩原村

赤原村

上餘部村

下餘部村

渚場ハ一般入會稼ニシテ陰曆正月中ニ其年稼カニト

スル川瀬へ杭木等ノ目標ヲ打置クキハ其一年間其

渚者又ハ其組合ニ於テ捕獲ノ權ヲ有シ他ノ渚者稗

ニ入渚セサル例ナリ

濱田村

渚網渚ハ本川流末ニシテ揖東郡興濱村ト入會稼ナリ

又本川支流中川ニ在テ本村地方ヨリ該川中央迄ハ本

村ノ專渚場ナリシカ明治六年三月興濱村ト爭論ノ末

舊飾磨縣ノ裁判ニヨリ東川

揖保川本流

ハ興濱村ノ專渚場

トナシ中川ハ荻屋村ト入會渚場ト定ノリ但該渚場ハ

毎年一月中渚者集會シ抽籤ヲ以テ其位置ヲ定メ渚期

中ハ他渚者ノ來渚ヲ許サス

荻屋村

渚渚及採藻等ハ本川支流中川元川ヲ以テ本村ノ渚場

トス

第二節

仲間加入ノ仕来

萩原村

上河原村

上餘部村

下餘部村

新ニ渚業ヲ営マントスル片從來ノ渚者へ贈品スル

ハ適宜トス然レ氏概ノ些少ノ酒ヲ贈ルヲ例トス

第三節

他方ノ漁夫来澳ニ係ル手續

萩原村 上河原村 上餘部村 下餘部村

他方ノ漁夫来澳ニ係ル手續ナシ唯一言ノ通知ヲナシ其兼諾ヲ受クルノミ

第四節 販賣ノ仕方

龍野町

捕澳セシ鮎ハ腸ヲ搾リ麩漬トナシ又ハ焼キテ藁及串ニ貫キ以テ京阪地方ニ運輸シ即金ヲ以テ取引ス  
鮎ノ腸ヲ「ウルカト云フ」ウルカニ二種アリ一ハ子「ウルカ」栗子ト云ヒ一ハ取り込ミ「ウルカ」勝ナリ及ト云フ何レモ塩ヲ混和シ食用ニ供ス子「ウルカ」ハ其味特ニ美ニシテ世人大ニ之ヲ賞翫ス鮎魚ト共ニ京阪地方ニ運輸販賣ス

萩原村 上河原村 上餘部村 下餘部村

土地ニ出買人アリテ漁業場へ来リ捕魚ヲ買請ケ以テ仲買商ニ販賣ス代金ハ即金トス又出買人ハ之ヲ坂神近キハ姫路等へ回送販賣セリ

濱田村

捕澳セシ鮎魚ハ飾東郡飾磨津へ又其塩漬トセシモノハ各地へ輸出スル「ア」リ又青海苔雌海苔ハ近傍各地ノ商人ニ販賣ス

新屋村

捕澳セシ魚類ハ揖東郡新在家村定市場本村ヨリ八町ニ運輸シ販賣ス問屋口錢ハ二分ニシテ其日勘定トス

第二章 漁撈

第一款 種類

第一項 品名

産出ノ水産物品名左ノ如シ

鮎 鰻魚 蟹 鯰 鰻 鱒

小鮎 鯉 青苔藻 鮎 雌苔藻 鱒

第二項 大小輕重

鮎

冬至ノ頃海底泥中ニ産卵シ春分ノ頃河口ニ漂流シ来リ生育ス其長サ凡一吋四五分ニ長シ爾来長スルナ

シ濱田村調査ニヨル

鰻

二月ニ産卵シ三月ニ孵化ス長サ凡八寸トナレ此頃當

漁場ニ来ル其量概子十又アリ八月頃ニ至レハ凡一尺五寸其量概子五十目内外トナリ尤モ美味アリ時トシテハ其量百目内外ノモノアリヨル野町調査ニ

鮎

十一月頃河口ニ産卵シ翌年二月孳化ス其後凡四十日ヲ経過シ長サ凡ソ二寸トナル此頃ニ及ヒ上流ニ上ル此量凡一又之ヲ小鮎ト云フ八月ニ至レハ長サ五寸乃至八寸又其量内外ニ及フ尚上流ニ至ル片ハ最モ長大トナル此時ヲ以テ最モ佳味アリトス

第二款 漁期

第一項 期節

捕漁採藻ノ期節左ノ如シ

品名	鮎	鰻	鯰	蟹	鰻魚	小鮎	青苔藻	龍野町		日山村		正條村		濱田村		蒔屋村	
								期節	良時季	期節	良時季	期節	良時季	期節	良時季	期節	良時季
	自四月至五月							自四月至五月		自四月至五月		自四月至五月		自八月至十月		自五月至十月	
	八月十九日													三月四月			
	自四月至五月							自四月至五月		自四月至五月		自四月至五月		三月			
	自四月至五月							自四月至五月		自四月至五月		自四月至五月		三月			
	自四月至五月							自四月至五月		自四月至五月		自四月至五月		三月			
	自四月至五月							自四月至五月		自四月至五月		自四月至五月		三月			
	自四月至五月							自四月至五月		自四月至五月		自四月至五月		三月			
	自四月至五月							自四月至五月		自四月至五月		自四月至五月		三月			
	自四月至五月							自四月至五月		自四月至五月		自四月至五月		三月			

系

雌苔藻

第二項 氣象

鮎八九十月ノ頃氣候正順ニシテ北風吹キ快晴ナル夜ハ  
 多ク川瀨ニ群リ上ル之ヲ稱シテ瀨付ト云フ尚十一月頃  
 日光能ク照ス處ハ群集ス之ヲ鮎ノ大寄ト云フ又十月十  
 一月ニ至レハ下リ鮎ト稱シ晴レタル月夜ハ通夜下ルト  
 雖氏雨天曇天ノ夜ハ下ラズ又暗夜ハ午後七八時迄西方  
 ニ太陽ノ餘光尚残リタル間ノミナリ蟹ハ三月頃ヨリ十  
 月頃迄ノ間雨後水濁リ且ツ天曇リタル夜ハ多ク下レリ  
 上餘部村調 ○南方曇リテ北方晴レタルハ鮎群ヲナシ  
 査ニヨル調  
 テ降ル龍野町調  
 第三項 群来ノ前兆  
 第四項 去来ノ期節及方向

小鮎ハ四月ヨリ川ニ上リ初メ七月ニ至リ悉ク上リ了ル  
 濱田村調  
 査ニヨル調

自五月至五月

舟庫

系

第三款 漁場

揖保川ハ源ヲ本國完栗郡ニ發シ揖東郡北龍野村ヲ經テ  
 本郡龍野町ニ入り南流シテ下餘部村ニ至リ再ニ揖東郡  
 ニ入ル本郡内ノ流程凡三里ニシテ川幅ハ上流龍野町ニ  
 於テ百五十間又流末ヨリ上九一里即チ上河原村ニ於テ  
 百間トス水色ハ清ク流勢ハ概子急ナリ水底ハ渾テ砂石  
 ニ屬ス但中島村ト下餘部村ヨリニ派ヲ支分ス東ノ一派ヲ  
 中川ト云フ濱田村ニ至リテ海ニ入ル延長廿二丁ニシテ  
 川幅ハ三十四間ナリ水色清クシテ緩流ナリ水底ハ渾テ  
 砂石ニ屬ス又西ノ一派ヲ元川ト云フ葎屋村ニ至テ海ニ  
 入ル延長十五町ニシテ川幅ハ三十五間ナリ水色ハ清ク  
 シテ概子緩流ナリ水底ハ渾テ砂石ニ屬ス  
 本支川渙場區域ハ左ノ如シ但渙獵ノ重ナルモノハ鮎ニ

シテ漢獲ノ盛ナル地方ハ上河原上餘部下餘部ハ三ヶ  
村トス

龍野町

北揖東郡新宮村ヨリ南本郡正條村迄ノ間ニ於テ漢ノ  
日山村

本村ヨリ南下餘部村迄ノ間ニ於テ鮎漢業ヲナス

正條村

北新在家村ヨリ南今市村ニ至ルノ間ニ於テ漢業ヲナ  
ス

萩原村 上河原村 上餘部村 下餘部村

本川流域内ハ一般ノ入會ナルモ現業ハ各村ノ地先ヲ  
以テ漢場トナセリ

濱田村

鮎ハ支流中川ノ流末ヨリ凡二十丁ノ間ニ於テ漢ノ但  
ニ青海苔ハ本流ヲ始メ東大坂地方ヨリ西岡山西大寺  
川迄ノ河口ニ於テ採取ス鰯魚及小鮎漢ハ東加古郡西  
ニ見村ヨリ西本郡荊屋村迄ノ諸川流末ニ於テス  
荊屋村

支流中川及元川ノ流末ニ於テ鮎及青海苔ヲ採捕ス



第四款 入會漁船ノ數

濱田村

一 鮒網漁場

漁船總數

四十三艘 一人一艘

明治十九年

内

荊屋村漁船

五艘

本村漁船

三十八艘

當漁場ハ明治五年頃迄ハ僅ニ廿艘位ナリシカ全六年ヨリ増加シ遂ニ本文ノ數トナレリ

第五款 漁具  
 第一項 漁網及釣具等

漁具現數左ノ如シ

鱒又手網 數量	鱒鮎打網 數量	鰻 捨 數本	鰻 釣 數本	鯰鰻拵繩 數桶	蟹鰻拵網 數量	敷 網 數量	鰻魚建網 數量	鰻魚建張網 數量	漁具名
	三〇	二	二〇〇			三			龍野町
	五								日山村
一	二			二					正條村
三	四				一				萩原村
二	八		八		三				上原村
	六		一四		六				上餘部村
	一二								下餘部村
						三八	九	五	濱田村
						五			菊屋村
六	六七	二	二二二	二	一三	四三	九	八五	合計

兵庫縣

兵庫興

青澄 抄 シキ 本 数	鮎 掛 釣 数	鮎 濁 曳 網 数	鮎 瀬 派 網 数 <small>一名加網</small>	鮎 玉 網 数	鮎 弓 網 数	鮎 襦 繩 網 数	小 鮎 押 網 数	鯉 打 網 数
	三		二〇	二	一	三		
			五					
		二	一					
		二				二		二
		二	二			一		一
							七	
八五								
八五	三	六	二七	二	一	六	七	三

漁船現數左ノ如シ

第二項 漁船

種別	一開漁船	二開漁船
濱田村	五九	
苜屋村		五
合計	五九	五

兵庫興

第六款 漁法

鰯魚漁

四艘張網 建網 鹹水漁業ノ部ニ全シ

鮎魚

鮎網 川ノ沿岸ニ漁船一人ヲ横夕へ上流ニ藁筵製屏

風樣ノモ、ヲ「へ」ノ字樣ニ建テ水勢ヲ殺キ而メ下流

ニ向ケテ船腹ヨリ川中へ談網ヲ構へ常ニ篝火ヲ焚

キ以テ鮎魚ヲ誘致シ之ヲ揚ク三月中旬後ハ昼間ト

雖氏使用ス但シ満期前ヲ好時期トス均屋ヨリ調

蟹魚

待網 雨後増水ノ片ハ概子下ルモノナリ即チ談網ヲ

以テ其下ルヲ待テ之ヲ捕フルモノトス萩原ヨリ調

鮎魚

待網 立春後ハ十八夜頃ヨリ毎夜上流ニ昇リ又降雨  
 ノ為ノ増水スル片ハ又下ルモノナリ此時午後十時  
 頃ヨリ水勢強キ處ニ設網ヲ据ヘテ其下ルヲ待テ捕  
 獲ス其他ノ日捕獲スルコトアリト雖モ僅少ナリ  
 萩原村調

拵繩 漁期ニ際シレハ舊役前水流緩ニシテ深サ概子  
 四尺許リノ處ニ配置シ翌朝ニ至リ之ヲ揚クルモノ  
 トス但河水聊カ濁リタル片ヲ可トス餌料ハ小蛭又  
 ハ蚯蚓ヲ以テス  
 正條村調

鰻魚 待網 鰻ハ陰曆秋彼岸後川水稍混濁スル時ハ從來ノ  
 巢窟ヲ去テ海ニ入ラントスルナリ之ヲ落子鰻ト云  
 フ漁者ハ之ヲ察シ設網ヲ上流ニ向ケ其下ルヲ待テ

之ヲ捕フルモノトス  
 萩原村調

拵繩 前項鰻魚ニ全シ  
 釣 蚯蚓ヲ餌料トナシ石垣等ノ間ニ差入ル片ハ鰻魚  
 其餌ヲ食セントシテ釣ニ掛ルモノトス  
 龍野町調  
 鰻搔 冬日寒風強キ片ハ鰻ハ泥中ニ小穴ヲ穿テ潜伏  
 スルモノナリ漁夫之ヲ搜索シテ掛ケ捕フモノトス  
 龍野町調

新漁 打網 拙息スル處ヲ窺ヒ普通ノ使用法ヲ以テ之ヲ打  
 テ掩フテ捕獲スルモノトス  
 萩原村調  
 叉手網 群泳シ或ハ各處ニ散游スルヲ設具ヲ以テ追  
 ヒ回シ捕獲ス  
 萩原村調

鯉魚

打網 時期ヲ定メ其所在ニ就キ普通ノ使用法ヲ以テ之ヲ打テ掩フテ捕獲スルモノトス查源ヨル調

小鮎漁

押網 三月乃至五月迄ノ間日没頃ヨリ河口ニ於テ漁船一艘兼ニ人ヲ横シハ談網ノ下部ヲ船腹ニ括リ付ケ上部ハ川中ニ入レ而シテ舳艫一人宛擢ヲ掉シ以テ其儘進行スル一凡羊丁乃至一丁許リ上流ニ押シ昇リ恰モ之ヲ抄フカ如クナシテ揚ケ捕獲ス查源ヨル調

鮎漁

打網 五六月頃鮎ノ所在ヲ見テ之ヲ投ケ掩フナリ鮎ハ其音響ニ驚キ前後左右ニ逃去ラントシテ却テ袋ノ中ニ陥リ或ハ網目ニ頭ヲ指スアリ漁夫ハ即チ徐口ニ之ヲ繰リ収メテ捕獲スルナリ又秋季ニ至レハ

打網ト鶴板トヲ以テ漁ス其目的ハ下リ鮎ヲ捕獲スルニ在リ其法ハ下流ヨリ上流ヘ向ヒ鶴板ヲ曳キ昇リ以テ鮎ヲ追ヒ上ケ而シテ處々ニ於テ一兩人若シクハ三四人ノ漁者順番下流ノ者ツヨヲ定メ打網ヲ投シテ之ヲ漁ス查源ヨル調

鶺鴒網

雨後渚者四人ヲ以テ使用ス内ニ一人ハ網ノ要ヲ持チ川ノ深處ニ入ル其内二人ハ凡二三町上ヨリ鶺鴒網ヲ相曳テ魚ヲ驅リ下ル但シ一人ハ水中ヨリ沖引ト一人ハ岸ニ沿フテ下ル岡引ト網漁夫ハ其魚ノ驅逐セラレ来ルノ加減ヲ見テ網ヲ水中ニ入レテ之ヲ待ツ鶺鴒網曳キ終ラントスルヲ見テ一聲ヲ合圖ニ其網ヲ舉ク時ニ繩引漁夫赤網ノ一端ヲ持テ之ヲ輔佐ス查源ヨル調

弓網 小鮎ヲ捕フルモノナリ漁夫三人ニシテ甲ハ該

網ヲ執リテ魚ノ下ルヲ待テ丙ハ鵜繩ヲ以テ上流

ヨリ追ヒ下リ以テ網中ニ驅リ入レタルヲ見テ之ヲ

揚ク龍野町調

玉網 漁夫一人胴ノ邊迄水ニ没シテ使用ス即今右手

ニ網ヲ把リ左手ニ鵜竿ヲ持テ鮎魚ノ集マリタル處

ヲ認メ網ヲ静ニ水中ニ入レ鵜竿ニテ其網ニ駈リ入

ルナリ然レ氏時トシテハ二人ノ漁夫ニテ使用ス此

トアリ此場合ニハ甲漁夫ハ網ヲ執リ乙漁夫ハ鵜竿

ヲ使用スルモノトス龍野町調

瀨張網 該漁網ハ秋季落テ鮎ニ用エルモノニシテ凡

三名ノ漁夫ヲ要ス常ニ川ノ沿岸ニ藁小屋ヲ建設シ

昼夜之ニ住居シテ其事ニ従フモノニシテ秋季孕卵

シテ下ラントスル片川面ヲ横過シテ捕獲スルモノ

ナリ装置方ハ木製ノ杭ヲ凡一間毎ニ建テ該網ヲ括

リ付ケ網ノ裾ニハ石ヲ以テ之ヲ壓カヘ置ク装置時

間ハ午前ハ拂曉網ヲ下シ八時ニ又十一時頃ニ下シ

午後二時ニ又四時ニ下シ日没ニ揚クルヲ通例トス

就中朝ト夕トヲ最好時トス一回ノ捕獲量凡五貫目

トス龍野町調

濁曳網 降雨ニヨリ川水稍増シ其色濁リタル片該網

ヲ上流ニ向テ持テ能ク水底ニ沈メ而シテ川上ヨリ

ニ三人ノ漁夫鵜繩ヲ以テ追ヒ下ル片ハ鮎ハ狼狽シ

テ該網ニ入ルヲ捕獲スルモノトス萩原村調

搦ケ釣 夏日瀨水流急ニ行キ活タタル鮎ヲ取り其

鼻ニ糸ヲ通シテ結テ之ヲオトリト云フ別ニ三本ノ

鈎ヲ束子<sup>」</sup>オトリ<sup>」</sup>糸ノ末ニ繫キ水中ニ流ス<sup>」</sup>ハ恰モ  
 オトリノ尾端ニ當リテ其鈎ノ尖ヲシテ出ツルカ如  
 クニ装置ス以テ瀬ニ放流スル片ハ他ノ鮎魚ハ束リ  
 テオトリヲ逐フテ互ニ摩レ合ハントスルニ忽チ其  
 鈎ニ掛ルナリ<sup>」</sup>漢夫即チ受網ヲ以テ之ヲ扱ヒ収ム<sup>」</sup>野  
 町調査<sup>」</sup>

青海苔採取

ガンジキ 期節ニ至レハ通船ニ衆組所在ニ就キ談具  
 ヲ以テ一々搔キ取ルモノトス 濱田村調査<sup>」</sup>

第七款 有吉漁法

瀬張網ハ秋季河流ヲ横断シテ下流ニ降り産卵セントス  
 ルモノヲ渙スルヲ以テ漸次種族ヲ減スルノ害アリ<sup>」</sup>龍野  
 町調査<sup>」</sup> ○<sup>」</sup>澁或ハ石灰等ヲ河中ニ注キ鮎魚ヲ捕フ<sup>」</sup>近來ハ人  
 身ニモ其害アルヲ悟リ稍廢止ノ姿ナリ<sup>」</sup>正條村調査<sup>」</sup> ○<sup>」</sup>鮎ハ  
 小鮎ヲ養育スルノ慣習アリシモ近年遊漁者増加シ既ニ  
 四月ノ頃ヨリ之ヲ捕フルモノ夥多ナルニ因リ大ニ成長  
 ノ數ヲ減セリ又石灰及柿澁等ノ渙法違警罪ノ處分トナ  
 ルヨリ大ニ其弊ヲ減シタルモ末夕尚全ク止マズ<sup>」</sup>上餘  
 町調査<sup>」</sup>



第三章 蕃殖

第一節 生産期節

水族ノ生産スル期節左ノ如シ  
龍野町ヨル調査ニ

種別	點
卵ヲ孕ミタルヲ初メテ捕獲セシ月	十月
卵ヲ孕ミタルヲ最後ニ捕獲セシ月	
卵ナキ魚ヲ初メテ捕獲セシ月	十二月

兵庫縣

第二款 生産場

第三款 有害物

明治三四年、頃ヨリ本川上流ノ諸山樹木ヲ濫伐スル  
 甚シク為ノニ河水減少シ加フルニ降雨ノ片ハ其土砂等  
 ヲ川中へ注瀉シ為ノニ種々ノ礫分流レ込ニ諸魚ノ生育  
 ヲ妨害スルト少ナカラス  
 上餘部村  
 査ニヨル調

系

第四章 漁 民

第一款 營業ノ景況

龍野町

明治元年ノ頃ニハ川底深ク為ノニ鮎鰻等多ク来リシ  
モ其後出水アル毎ニ砂礫ヲ推積シ漸々淺クナリ隨ツ  
テ捕漁ヲ減シ漁業衰頽ノ景況ヲ呈セリ

日山村

本村漁業ハ專業ニアラス而メ其人數僅カニ五名ニ過  
キス其漁獲セシモノハ素ヨリ僅少ニシテ概子自己  
食料ニ供シ其餘ヲ販賣スルノミ故ニ著シキ盛衰アル  
トナシ

正條村

本村漁業近年衰頽ヲ呈シ漸々漁者減少シ自今ニテハ

僅ニ三人ニ過キス

萩原村 上河原村 上餘部村 下餘部村

維新前ハ総テ魚類多カリシモ以降ハ追々衰頽ヲ来シ  
專業トナシテ一家ノ生計ヲナス能ハス各農間ニ兼業  
スルニ至レリ然ルニ近年時々天災アリテ又農者モ困  
弊ノ極點ニ達シタルヨリ手易キ漁業ニ志ス者多シ斯  
ノ如ク増加スルモ其収利ニ至リテハ實ニ薄弱ナリ

濱田村

本村漁業ハ海面ヲ専ラニセシカ明治初年以來不漁打  
續キ或ハ一般ノ不景氣等ニヨリ追々衰頽ノ有様ナリ  
尚詳細ハ鹹水ノ部ニ審ニセリ

苧屋村

本村ハ農業本務ニシテ鮫網漁ハ僅カニ其餘業ニ過キ

サリシリ近年一般ニ不漁且魚價低廉ナルトニヨリ非  
常ノ衰弊ヲ現ハスニ至レリ

以上各地ノ概況ヲ記述セリ尚左表ヲ掲ケテ一般ノ状ヲ  
示スベシ

漁業概表

種別	建網類 數量	敷網類 數量	抄網類 數量	掩網類 數量	手釣類 本數	繩釣類 桶數	叉釣類 本數
竜野町	二〇		九	三〇	二〇三		二
日山村				五			
正條村	五		一	二		二	
萩原村	一		六	四			
上河原村			九	一〇	八		
上餘部村	一		九	七	一四		
下餘部村				一二			
濱田村	九	五	四五				
苧屋村			五				
合計	三六	五	八四	七〇	二二五	二	二

漁業者、種別左、如シ  
 第二款 營業種別

種別	龍野町	日山村	正條村	萩原村	上川原村	上餘部村	下餘部村	濱田村	荷屋村	合計
鯉打網漁者					二	一				三
鮪字網漁者			一	一						三
鮪鮎打網漁者	一五	五			三	二	一二			三九
鰻搔漁者	二									二
鰻釣漁者	一五				二	四				二一
鯰鰻扶網漁者				二						二
蟹鰻鰻待網漁者										八
鮎網漁者								三八	五	四三
鰻魚建網漁者								九		九
鰻田鰻張網漁者								五〇		五〇

漁民數人	船數艘	挾候類數挺
一五		
五		
三		
一		
三		
四		
一二		
一〇五	五九	八五
五	五	
一五〇	六四	八五

兵庫縣

系

兵庫縣漁業慣行録卷之十五 終

小鮎押網漁者	鮎鵜繩漁者	鮎弓網漁者	鮎玉網漁者	鮎瀬張網漁者	鮎濁曳網漁者	鮎掛釣漁者	採藻者
	一二	三	二	六		三	
				一			
				一	一		
	二				二		
	一				一		
							八五
	一四						八五
	一四	一五	三	二	九	三	八五

兵庫縣

# 卷之十六

## 播磨國佐用郡

下徳久村、米田村、中嶋村、多賀村、櫛田村、久崎村、  
 家内村以上庄  
 延吉村、平福村、宗行村、口長谷村、横阪村、仁方村、  
 福澤村、本位田村、長尾村、圓應寺村、佐用村、山田村、  
 山脇村、眞盛村、早瀬村、上月村、仁位村、下秋里村、  
 圓光寺村以上庄  
 眞宗村、志文村、春哉村、乃井野村、下木郷村、三日月  
 村、廣山村、末廣村、寶藏寺村、土井村、安川村以上庄  
 千種川、佐用川、志文川

### 第一章 漁 制

#### 第一款 淀 類

##### 第一項 保護に關する事

漁具 領主、地頭により異同ありと雖も概ね維新前に在  
 りては投網、築等の數に制限を定めたり、然れども其  
 發令の年度及其數詳かならず

##### 第二項 漁税に關する事

投網、七網、築等の漁税は維新前領主地頭により異同あ  
 りと雖も年々凡銀二匁以内を領主により等差あれ運上として  
 上納せり然れども何年代の頃之を發令せしものか明かな  
 らず但士分の遊漁は運上を徴せし事なし

##### 第三項 其他に關する事

領主地頭遊漁の爲特に場所を定め季節と魚の種類とを限  
 り或は季節を問はず一切の漁獲を禁制し又家老一巳の受  
 領場を設け垂釣の外網漁を差止めたる等の事ありて毎歲  
 發令せし事なしと雖も古來より慣行の如くなりて敢て之  
 を犯すものなし然れども何年の頃始めて禁制せしものか  
 明かならず但領主地頭の役所より禁漁の標札を掲げし事  
 あり

#### 第二款 規約及慣例

##### 第一項 保護に關する事

漁期 鮎は三月頃より五月頃迄生育を與ふる爲の  
 網漁を爲さざるの慣行なり

漁具 漁具の大小網目等制限なく適宜たりと雖も鶉繩と

稱する漁具は使用せざるの慣行あり○領主、地頭に於て網株と稱へ其制限を定めたるものは漫りに之を増加するを許さず

漁場 築は築株と稱し以前より運上を納め來りし場所にあらざれば漫りに設置するを得ざるものあり

漁法 鮎は夜火を忌む故に炬火を用ひて夜漁を爲さず又劇烈物を用ひて一切の漁獲をなす又鮎は五月中旬頭に至れば網株所有のもの其村限り中合せ初川と稱へ捲網を入れ投網を用ひて漁獲したる後にあらざれば他方のもの入漁するを許さざるの慣行あり

第二項 漁業に關する事

第一節 漁 權

領主、地頭禁漁場の外何れを問はず多くは入會なり然れども地方により其村所屬流域内を限り他方のもの、妾りに入漁するを許さず

第二節 仲間加入の仕來

新に漁業を營まんとするものあるも網株制限ある地方は其株を譲り受くるにあらざれば加入するを得ず

第三節 他方の漁夫來漁に係る手續

他方の漁夫來るも運上を納むるものにあらずれば漁獲を爲さしめず又之を納むるものたりとも其村網株所有のもの

初川を年内初めて漁業するをいふ爲さざる内は之を許さず或は隣村は相互に往來するも其他のものは地元網株所有のもの加入するにあらざれば入漁せしめざる等の慣行あり

第四節 販賣の仕方

別に手續なく自用に供し或は其地方需用者に賣却するのみ

第三款 犯則違例の處分

領主、地頭の禁漁場を犯したるものは市民共に嚴責あるも別に定りたる處分法なし

其村網株所有のもの立會初川を爲さざる内一已にて卷網、投網を用ひ漁獲したるものは其後立會を許さざるの慣行あり

第二章 漁 撈

第一款 種 類

第一項 品 名

産出の水産物品名左の如し

- 鮎エニ、蟹カニ、鱈ウナギ、鰻ウナギ、鱒マス、鮎エニ、鮎エニ、雜味「ギギ」

第二款 漁 期

第一項 期 節

捕魚の期節左の如し

品名	期	節	頁	時	季
鮎	周	自至自至自	九	月	年
蟹	至	至至至至	四	月	月
鰻	至	至至至至	四	月	月
鮎	至	至至至至	四	月	月
鮎	至	至至至至	四	月	月
鮎	至	至至至至	四	月	月
鮎	至	至至至至	四	月	月
鮎	至	至至至至	四	月	月

第二項 氣 象

網漁は總て風雨なき日を良とす夜漁は無風曇天の暗夜を良とす釣は風なき日を探む但鰻、鮎、ギギ等の釣は夜漁にし晴雨を問はず

第三項 群來の前兆

第四項 去來の期節及方向

鮎、鰻、蟹は年により異同ありと雖も概ね四月頃より來る八月頃より去るものとす然れども鰻、蟹は四季共に得る事あり鮎は其數僅々たれども八十八夜前後千種川に限りて來る去期を見ざれども其季節にあらざれば一切得る事なし鰻は四月頃櫻花の開く季節に當り千種川に來る其他は本地に産するものなるが其去來を見ず○去來の方向は鮎、鰻、蟹、鱒等は總て海に接したるころにて生育し漸次上流に溯り又下流に去る然れども鰻は下流に去るか否其方向審かならず○鰻は孕卵して下流より來り産卵して後下流に去る

第三款 漁 場

千種川は源を本國安栗郡に發し同郡漆野村より本郡平松村に出で西流し佐用、志文等の諸水を合せ家内村に至り赤穂郡小赤松村に入る本郡内延長凡四里にして川幅は上流本郡境より凡二里即ち下徳久村に於て二十一間又流末即ち本郡家内村に於て四十間とす

抑も本川の水は立木鬱蒼充分の涵養を爲す故に夏目と雖も甚しく濁溺する事なし水色は上流に鐵山ありて秋彼岸頃より春彼岸頃迄の間は毎年砂鐵を淘汰するを以て濁水なり其他は平常は清流とす、流勢は急なり水底は岩石或は砂石に屬す



佐用川は源を美作國吉野郡奥海村に發し本郡延吉村に出て久崎村に至りて千種川に合す本郡内延長四里にして川幅は水源より下凡五里即ち本郡佐用村に於て十六間又流末より上凡二十七丁即ち圓光寺村に於て三十間とす  
抑も本川は夏日本水濁るゝ事多し水色は清流にして概ね急流なり水底は岩石或は砂石に屬す

志文川は水源を本國安栗郡小茅野村に發し同郡葛根村より本郡真宗村に出て中嶋村に至りて千種川に合す本郡内延長凡四里にして川幅は水源より下凡三里即ち志文村に於て十三間又流末千種川合流より上凡十八丁即ち安川村に於て二十三間とす  
抑も本川は夏日本水濁るゝ事多し水色は清流にして概ね急流なり水底は眞に砂石に屬す

以上諸川沿村の漁業は概ね入會にして局限せしところなく各適宜の地に就き自由に之を營むものとす但し漁獵の主なるものは千種川に於ては鮎、鰻等とす就中重なるは鮎にして其漁獲の盛なる所は櫛田、久崎、中嶋、下徳久、多賀、又鰻は下徳久、中嶋、多賀の諸村に於て又佐用川に於ては鮎、鰻、雜喉、志文川に於ては鰻、雜喉とす

第四款 入會漁船の數  
第五款 漁具

第一項 漁網及釣具等

漁具現數左の如し

但鱒逆築、蟹下り築、鰻、鮎、鮎、ギキ等の釣あるも其數詳ならざるにより畧す

漁具名	下徳久村	米田村	中島村	多賀村	櫛田村	久崎村	家内村	延吉村	平福村	宗行村
鮎、鮎、雜魚打網	六	一	五	五	二五	四五	一三	二	三一	一
鮎、鮎、足網 (名卷網、足網)					一四	一九	三			
鮎、鮎、繩網										
雜魚、抄網									一〇	二

漁具名	口長谷村	口金近村	横阪村	仁方村	福澤村	本位田村	長尾村	圓應寺村	佐用村	山田村
鮎、鮎、雜魚打網	八	一	三	五	六	三	五	四	一五	三
鮎、鮎、足網 (名卷網、足網)						一〇	一		一五	一
鮎、鮎、繩網									三〇	
雜魚、抄網	九	二	三				一四	七		二

漁具名	山脇村	眞盛村	早瀬村	上月村	仁位村	下秋里村	圓光寺村	眞宗村	志文村	春哉村
鮎、鮎、雜魚打網	二	一	二	三	六	一〇	一七	五	二	二
鮎、鮎、足網 (名卷網、足網)						二	二			
鮎、鮎、繩網										
雜魚、抄網	一六	五								

漁具名	乃井野村	下本郷村	三日月村	末廣村	寶藏寺村	土井村	安川村	合計
鮎、鮎、雜魚打網	二〇		四	三	一	一	一	二八
鮎、鮎、足網 (名卷網、足網)	一六							二八
鮎、鮎、繩網	五	三						七八
雜魚、抄網	五		三					一三三

第六款 漁 法

鮪 漁

小高網 該魚の所在を見て二重三重に之を以て圍み而して漸次磯邊に曳き寄せて捕ふ

打網 加古郡雜魚打網に同じ

蚊頭釣 竹竿に装置し川中適宜の所に於て漁するものとす

蟹 漁

下り築 秋季上流より下る時に至れば夜間該漁具を川中に装置し其流れ來りて遂に器内に陥りたるを考へ之を揚ぐるものとす

鰻 漁

打網 産卵の爲淺所に群集するを窺ひ打網を以て之を漁す

鰻 漁

釣 掛西郡に同じ但餌は蚯蚓を用ゆ

打網 春季に至れば遡上するものなり即ち其所在を索め普通法により該網を打つて之を捕獲するものとす

逆巻 前項の時節には袋を川中に於て下流に向ひて装置

五六尾多きは十五六尾を獲るなり此漁業は漁夫三人乃至五人を要す

鵜繩網、掛ヶ釣 掛西郡に同じ

雜 魚 漁

打網 加古郡に同じ

抄網 冬季極寒のとき氷雜魚と稱し該網を適宜の場所に伏せ置き而して鵜竿を以て他方より逐ひ寄せ其網を上げ即ち捕ふ

釣 餌釣、蚊頭釣の漁法とす

ギ キ 漁

釣 餌料川螺或はアマ蚌、小雜魚の類を用ひて漁す

第七款 有 害 漁 法

鮎の來期に當り目の小なる投網を以て之を捕へ又夜陰炬火を照して捕漁するは有害なりとす鮎は火の煙々たるに恐れ他に避け又下流に去る事あり又鵜繩を以て其稚小なるものを捕ふるは有害なり一度にして五六合も得る事あり鮎も亦然りし網も害あれども其害稍少なり○赤穂郡南野中村宇龜ノ甲と稱ふる場所にて鮎の來期に當り、其稚少なるものを捕漁す該漁額は夥しきものにして近年益々甚しく爲に本郡漁場に來る所の鮎は年一年より減少す○瀬換へと稱へ水路

し以て之を捕獲するものとす

鮎 漁

打網 本漁時は朝晝及薄暮より夜九時迄の三度とす、而して夜漁は炬を一人に把らせ二三人連合して網を投す其炬を把るものは漁者の後に在り其網を投じたるるとき直に網漁者の前に至らしむ、是れ火光により鮎魚の驚き逃れんとして網の上に跳り登り捕獲に容易なるを以てなり

瀬張網 兩端を漁夫一人宛にて曳き中央二人にて之を支へ而して漸次魚群の所に推し寄せて打網を入れて捕獲す之を賣川といふ但夜漁のときは炬火を以て川中を照して之を感して潜匿の魚を駈り出し其目に刺さしむ又淺深の間に該網を装置して川を横斷し之を駈て深所に歸らんとするを打網にて漁する事は掛西郡に同じ此業は朝晝及夕の三度とす是れ此時深淵の鮎魚必ず瀬を浜り淺水に來るを以てなり但網裾に凡一間毎に「モジ」を伏せ置き其上流より石を投じて追ひ下すとき鮎は其裾に至り逃るゝ事能はざるを以て皆悉く「モジ」の穴に潜伏するを捕ふるなり此法たる弊ひ「モジ」中に充満するも決して逃るゝ能はず故に毎「モジ」内少きも

を他に轉じ河水を乾涸して捕漁するは甚しき害あり

第三章 蕃 殖

第一款 生 産 期 節

水族の生産する期節左の如し

品 名	卵ヲ孕ミタルモノヲ初メテ捕獲セシム月	卵ヲ孕ミタルモノヲ最後ニ捕獲セシム月	卵ヲナキ魚ヲ捕獲セシム月
蟹	十月頃	十月頃	初メテ捕獲セシム月
鮎	五月頃	五月頃	初メテ捕獲セシム月
鰻	十月頃	十月頃	初メテ捕獲セシム月
鮪	十月頃	十月頃	初メテ捕獲セシム月
ギ	五月頃	五月頃	初メテ捕獲セシム月

第二款 生 産 場

鮎、蟹、鰻は十月頃孕卵の儘下流に下り河口淡鹹水の交はる所に於て産卵生育し鮎は四月櫻花開くの候孕卵の儘下流より來り上流に於て産卵し去る

第三款 有 害 物

第四款 蕃 殖 を 謀 る 場 所

千種川流域内何れの場所を問はず四月より六月迄網漁を禁

し又期節を問はず鵜細及瀬換又夜陰炬火を照して捕漁するの法を停めば鮎、其他の魚苗大に蕃殖するに至るべし又赤穂郡南野中村字亀ノ甲に於て稚鮎を捕漁するを停めば著しく蕃殖に功あらん

第四章 漁 民

第一款 營業の景況

漁業概表

本郡の漁業は二三小川に於てする環々たるものなりと雖も領主の地頭の頃は自然の制限慣行もありしが維新後は履行するものなり又漁法の不良なるものあるも之を禁する能はず漁民及漁具は頻りに増加し漫りに漁獵するの勢なり隨て魚族の蕃殖を妨げ漁額は年一年に減少し大に衰頹せり尙左表を掲げて郡内一般の狀を示すべし

種別	下徳久村	米田村	中島村	多賀村	柳田村	久崎村	家内村	延吉村	平福村	宗行村
漁民	六	一	五	五	七	七	二	二	二	一
掩網類	六	一	五	五	七	七	二	二	二	一
抄網類	六	一	五	五	七	七	二	二	二	一
建網類	六	一	五	五	七	七	二	二	二	一
旋網類	六	一	五	五	七	七	二	二	二	一
合計	六	一	五	五	七	七	二	二	二	一

種別	乃井野村	下本郷村	三日月村	末廣村	寶藏寺村	土井村	安川村	合計
漁民	二九	六一	八七	一三	六六	九〇	一三	二二
掩網類	二九	六一	八七	一三	六六	九〇	一三	二二
抄網類	二九	六一	八七	一三	六六	九〇	一三	二二
建網類	二九	六一	八七	一三	六六	九〇	一三	二二
旋網類	二九	六一	八七	一三	六六	九〇	一三	二二
合計	二九	六一	八七	一三	六六	九〇	一三	二二

第二款 營業種別

漁業者の種別左の如し

種別	下徳久村	米田村	中島村	多賀村	柳田村	久崎村	家内村	延吉村	平福村	宗行村
鵜細漁者	六	一	五	五	七	七	二	二	二	一
瀬換漁者	六	一	五	五	七	七	二	二	二	一
鮎漁者	六	一	五	五	七	七	二	二	二	一
稚鮎漁者	六	一	五	五	七	七	二	二	二	一
雑魚抄網漁者	六	一	五	五	七	七	二	二	二	一
合計	六	一	五	五	七	七	二	二	二	一

種別	口長谷村	口金近村	横阪村	仁方村	福澤村	本位田村	長尾村	圓應寺村	佐用村	山田村
鏡小高網漁者	八	一		三					三	二
鮫鮎雜魚打網漁者					三	三			一五	一
鮎瀬張網漁者									三	三
雜魚抄網漁者									三〇	一

種別	山脇村	眞盛村	早瀬村	上月村	仁位村	下秋里村	圓光寺村	眞宗村	志文村	善哉村
鏡小高網漁者	二			二						
鮫鮎雜魚打網漁者	二	一		四	五	八	〇			
鮎瀬張網漁者										五
鮎瀬張網漁者	二			三						
鮎瀬張網漁者	五			四						
雜魚抄網漁者	〇									

種別	乃井野村	下本郷村	三日月村	末廣村	寶藏寺村	土井村	安川村	合計
鏡小高網漁者	一〇							二二
鮫鮎雜魚打網漁者	一六		四	三	一			二五
鮎瀬張網漁者	五							四一
鮎瀬張網漁者		三						三一
鮎瀬張網漁者			三					三一
雜魚抄網漁者	五							九〇

卷之十七

播磨國赤穂郡

千種川

第一章 漁制

第一款 掟類

第一項 保護に関する事

第二項 漁税に関する事

小赤松村

河漁業は慶長年間より網役と稱し米七升を村方より納め維新後尙續いて其額を納めしが明治五年石代金納の公布により同年は貳拾貳錢七厘同六年は參拾貳錢參厘同七年は五拾壹錢六厘同八年は參拾六錢壹厘を納めしが同九年より廢止となれり

大酒村

河漁業税納手續は小赤松村に同じ但米高二斗三升二合にして石代金は明治五年は七拾五錢貳厘同六年は壹圓七錢同七年は壹圓七拾壹錢壹厘同八年は壹圓拾九錢七厘なり

楠村

河野原村

河漁業税納手續は小赤松村に同じ但し米高九升三合にして石代金は明治五年は參拾錢貳厘同六年は四拾貳錢九厘同七年は六拾八錢六厘同八年は四拾八錢なり

赤松村

河漁業税納手續は小赤松村に同じ但し米高一斗三升九合にして石代金は明治五年は四拾五錢壹厘同六年は六拾四錢壹厘同七年は壹圓貳錢壹厘同八年は七拾壹錢七厘なり

柏野村

河漁業税納手續は小赤松村に同じ但米高一斗一升六合にして石代金は明治五年は參拾七錢六厘同六年は五拾參錢五厘同七年は八拾五錢六厘同八年は五拾九錢九厘なり

苔繩村

河漁業税納手續は小赤松村に同じ但し米高二斗三升二合

種別	乃井野村	下木郷村	三日月村	末廣村	寶藏寺村	土井村	安川村	合計
鮫小高網漁者	一〇							一〇
鮫鮎雜魚打網漁者	一六			三	一			二五
鮫瀬張網漁者	五							四
鮫鵜繩網漁者		三						三
雜魚抄網漁者	五		三					八

種別	山脇村	眞盛村	早瀬村	上月村	仁位村	下秋里村	圓光寺村	眞宗村	志文村	春哉村
鮫小高網漁者	一〇									
鮫鮎雜魚打網漁者	二			二	一					
鮫瀬張網漁者	五			四	五	一	三			
鮫鵜繩網漁者		五								
雜魚抄網漁者				二						

種別	口長谷村	口金近村	横阪村	仁方村	福澤村	本位田村	長尾村	圓應寺村	佐用村	山田村
鮫小高網漁者	二									
鮫鮎雜魚打網漁者	八				三	三	五			
鮫瀬張網漁者		一		三			一			
鮫鵜繩網漁者										
雜魚抄網漁者										

にして石代金は明治五年は七拾五錢貳厘同六年は壹圓七錢同七年は壹圓七拾壹錢壹厘同八年は壹圓拾九錢七厘なりき

岩木村

河漁業税納手續は小赤松村に同じ但し米高一斗三升九合にして石代金は明治五年は四拾五錢壹厘同六年は六拾四錢壹厘同七年は壹圓貳錢五厘同八年は七拾壹錢七厘なりき

大枝新村

河漁業税納手續は小赤松村に同じ但し米高二升三合にして石代金は明治五年は七錢五厘同六年は拾錢六厘同七年は拾七錢同八年は拾壹錢九厘なりき

大枝村

河漁業税納手續は小赤松村に同じ但し米高七升にして石代金は明治五年は貳拾貳錢七厘同六年は參拾貳錢參厘同七年は五拾壹錢六厘同八年は參拾六錢壹厘なりき

上郡村

河漁業は舊藩時代より網役米と唱へ米五升三合を納めしが明治五年以來石代金を以て納めし事小赤松村に同じ竹万村

河漁業税納の事上郡村に同じ但し其米高九升三合なりき

與井村、與井新村

河漁業に付慶長年間より網役と稱して年々米九升三合宛を納め明治五年より石代金を以て納めし事上郡村に同じ

釜島村

河漁業税納の事與井村に同じ但し其米は四升七合にして外に銀七分五厘の運上ありたり

東有年村

河漁業に付納税の事與井村に同じ但し其米は一斗四升七合あり

中山村、南野中村、加里屋町、上飯屋町

從來河漁業を營みしも漁税を納めし事なし

中村

鵜繩と稱し鱈魚漁業は慶應二年頃舊藩時代の頃運上として年々金參拾圓を舊領主へ納め來り維新後は廢税となれり其他の漁業は無税なり

第三項 其他に關する事

中山村

舊藩主遊漁の爲本川流域内南北野中村より下流を以て特

に禁漁場となせり

第二款 規約及慣例

第一項 保護に關する事

與井村、與井新村、釜島村

漁法 甲漁者組合を爲して瀬張網を川中に装置したる時は乙漁者來り其網圍中に投網する事を許さず但し乙漁者其組合に加入を望むときは之を許さず

第二項 漁業に關する事

第一節 漁權

小赤松村、大酒村、楠村、河野原村、赤松村、柏野村、苔細村、岩木村、大枝新村、大枝村、上郡村、竹万村

沿川漁村は一般入會の漁業なり

與井村、與井新村、釜島村、東有年村

北小赤松村より南加里屋町に至るの間は都て沿川漁者入會の漁業なり

中山村

本流宇立岩及大谷尻の本村の鯉、鮎、鰻、鱈、鮒漁場とす

南野中村

本村宇龜の甲小鮎漁場は村内望の者へ入札を以て一年間賣渡す且舊時代金も改りて村内の教育費に供す故に該場の小鮎業は該落札人の自由とす

中村、加里屋町、上飯屋町

南、川口より上一里内外の所を本村の漁場とす

第二節 仲間加入の仕來

第三節 他方の漁夫來漁に係る手續

小赤松村、大酒村、楠村、河野原村、赤松村、柏野村、苔細村、岩木村、大枝新村、大枝村

他方の漁者本村内に來漁せんとする時は先づ本村の漁者に照會の上共に投網す又本村の漁者他方に至り漁する時も其手續之に同じ

第四節 販賣の仕方

小赤松村、大酒村、楠村、河野原村、赤松村、柏野村、苔細村、岩木村、大枝新村、大枝村、上郡村、竹万村

捕漁せし魚類は直に需用者に販賣す

與井村、與井新村、釜島村、東有年村

捕漁せし魚類多量なる時は直に近傍の魚市場に輸出し又は仲買人へ賣り即金を以て取引をなす故に近傍所々に出

賣するものは僅かに十分の三に過ぎず

中山村

捕漁せし魚は赤穂加里屋町市場へ運輸し即金を以て取引す問屋口銭は賣價の一割とす

南野中村、中村、加里屋町、上飯屋町

中村及加里屋町の市場へ運輸し即金を以て取引す問屋口銭は一割とす

第三項 雑事

與井村、與井新村、釜島村、東有年村

祝ひ 例年始めて鮎漁業をなすに當り川祭りと稱へ近傍漁者相集り時合時は水神を祭り各自該業に崇りなきを祈り祝宴を張る事あり業終りたる時も亦此の如し蓋し終始崇りなく業を全ふしたるは水神の加護によると信するを以てなり○漁獲多量の時は之を祝して近隣懇親のものに遺る若し鮎魚の類なれば大なるものは十尾小なるものは二十尾許を分配す  
備夫給食 備夫に食事を給するは使役晝夜にあるを以て朝夕四度及夜一度とす出漁するときは辨當米一日一升づつを與ふ家に在るときは飯の添物には味噌或は醤油を以て調理すと雖も出漁の時には漬物のみなり又賃金

南野 中村

祭祀禁忌 漁夫の信仰する所の神は我神とす

第二章 漁撈

第一款 種類

第一項 品名

産出の水産物品名左の如し

- 「イダ」鮎魚、鮎「タナゴ」鱒、鰻「ウカンボ」鰻、鯉、小鮎、鮎、雑喉「スナクヒ」鰻

第二項 大小輕重

鮎 年にして一尺二寸三年にして二尺四五寸となる

鯉 靜化后三年を經過し大なるものは一尺二寸小なるものは一尺此量二百五十目乃至三百目あり與井村調査に依る以下同じ

鮎 年にして一尺二寸三年にして二尺四五寸となる  
靜化後八ヶ月して大なるものは八寸小なるものは凡五六寸あり此量は二十目乃至三十目とす

第二款 漁期

第一項 期節

鮎 靜化後六十日を經過し凡二寸となり其年中に大さ七寸二

捕魚の期節左の如し

品名	期節	長時季
鮎	赤松村、楠村、大枝新井村、大酒野村、岩木村、大枝村	自五月十五至九月十九
	竹藪村	自五月十五至八月九
上郡村	與井新村	自四月一
	釜島村	自六月九
東有年村		自六月九
		自七月七
中山村		自五月十五
		自五月十五
南野中村		自六月三
		自五月八
中村、下加里屋町、加里屋町		自八月二十
		自八月十

第二項 氣 象

鮎漁は雨後晴明の日又鯉魚は雪晴れ微温の口を良期とす○鮎は夏日南風吹くときは川瀬に群集し秋日北風吹くときは流下す此時を以て大漁の候とす 中山村別

第三款 漁 場

千種川は源を本國安栗郡に發し佐用郡を経て本郡小赤松村に入り南流本郡を中貫して海に注ぐ本郡内の延長凡九里にして川幅は上流郡界小赤松村より下凡四里なる上郡村邊に於ては八十六間又流末より上なる東有年村に於ては四十九間とす水色は毎年九月より翌年四月迄の間は安栗郡上流に於て砂鐵陶汰の爲上郡村邊迄凡十二里の間は頗る濁流なるも以下流末迄凡五里は半濁なり流勢は小赤松村より上郡村邊迄は概ね急にて其水底は砂石なり以下流末迄は概ね緩流にて水底は渾て細砂に屬す

本川沿村漁場の區域左の如し但し漁獲の主なるものは鮎及鯉とす就中漁獲の盛なる地方は上郡、釜島 上郡村より東有年村 流末より、中山 同三 の諸村とす

小赤松村、大酒村、楠村、河野原村、赤松村、柏野村、岩村、岩木村、大枝新村、大枝村

鯉、鮎、鯰、鮒等は本郡内流域一般に於て専漁す

上郡村、竹万村、諸漁場は小赤松村に同じ其他本川支流鞍居川の末流上郡村地内及安室川の末流竹万村地内に於て漁す

與井村、與井新村、釜島村、東有年村

諸漁場は小赤松村に同じ其他本川支流鞍居川の筋に於ても亦漁業を營めり

中山 村

諸漁業は本川字立岩及大谷尻に於て之を營む

南野 中 村

小鮎は本流 本村 字亀ノ甲に於て漁す其漁場は川口より一里内外にあり

中村、加里屋町、上假屋町

本川流末或は支流字那智川に於て漁す本場は川口より一里内外なり

第四款 入會漁船の數

第五款 漁 具

第一項 漁網及釣具等

漁具現數左の如し

漁具名	小赤松村	大酒村	楠村	河野原村	赤松村	柏野村	岩村	岩木村	大枝新村	大枝村	村上村	竹万村	與井新村	釜島村	東有年村	中山村	南野中村	中村	加里屋町	上假屋町	合計
鮎打網 數疊	一	一	一	二	二	二	三	二	一	二	六	四	一	一	二	五					三七
鮎瀬張網 數疊					一						三				二						八
小鮎打網 數疊																一	三				一三
鯉打網 數疊																					一〇

第二項 漁 船

漁船現數左の如し

種 別	南野中村	加里屋町	上假屋町	合計
二間漁船	一	三	六	一〇

第六款 漁 法

打網 漁期八月に至れば漁船一艘にて本川末流に漕出て干潮或は潮先を俟つ而して漁時は西風あつて稍潮水濁

りたるときは大概晝間に至り群を爲すを以て斯の如き日を下し漁業す、使用法は普通と異なる事なし 加里屋町調査に依る

鮎 漁 期に至れば川中へ築を装置して水流を遮り漁す之を掛築といふ 小赤松村調査に依る

鯉 釣 拵西郡に同じ

鯉 漁



打網 深淵の所或は夏日驟雨に際するときは淺所に出游するを該網を以て捕獲するものとす 上郡村調 赤に依る

小 鮎 漁

玉網 本村字亀ノ甲は本流を分れて赤穂市内に流れしむる爲設けたるものなり其幅三間にして全く石を積み以て全川を横断せり然れども其中央に一の小水門ありて分流の餘水は常に此所より流去す春季に至れば下流より小鮎遡りて此所に來り通過せんとするも水勢急なるを以て一測其勢を避けんとするも尙流されて降るなり漁者其所を擇んで該網を装置し其漁具の頂きに石を吊して以て之を押へ置き凡三十分間許を経過すれば網中に陥り集まるなり即ち之を揚げ收む本漁は概ね正午より午後六時迄の間を好時とす 南野中村調 赤に依る

鮎 漁

打網 漁季に至れば鮎の所在を見て之れを使用し又鵜板を使用する事并西郡に同じ又歩打カキテと稱し夜間岸に沿ふて之を使用する事あり

潮張網 川中淺深の間を遮断して捕獲する所の漁具にして装置法は并西郡に同じ但該網の裾に凡一間許を隔て「モジ」を伏せて漁する事佐用郡に同じ 赤に依る

底の小石に産卵す 神田調。○鱧魚は淡水鹹水の交はる所に於て生育し梅雨の頃群をなして溝渠等に上り葭草の根元に游泳し後漸く移りて海に出す 南野中村調 赤に依る

第三款 有 害 物

近來田圃肥料として石灰を用ふる事あり該汗川中に流出し水産を害す 小赤松村調 赤に依る

第四款 蕃殖を謀る場所

立岩村宇建岩は斷岩川中へ突出し流水常に衝突す此間長凡三丁幅凡一丁にして深さ一丈より二丈以上に及び鰻、鮎、鰍、鮒の類多く生殖す又同村宇大谷尻は建岩より下凡十丁許の所にありて前記の魚類棲息す就中鯉の類は多く生殖す該所は長凡八丁幅凡一丁許にして流勢緩なり深さ八尺より二丈に至れり以上の如く従前夥多の魚類棲息せるを以て獎來方法を設け蕃殖を計るの好適所と思惟す 中山村調 赤に依る

第四章 漁

漁 業 概 表

種 別	建 網 類 數 登
小赤松村	
大酒村	
楠村	
河野村	
赤松村	一
柏野村	
岩木村	一
大枝村	
大枝村	
上郡村	三
竹方村	
奥井村	
新井村	
釜島村	一
東有村	
中山村	二
南野村	
中村	
上假里	
里假里	
合計	八

示すべし

以上各地の概況を記述せり尙左表を掲げて郡内一般の状を示すべし

中村、加里屋町、上假屋町

本村漁業は近年衰頽の景況なり但し本村は鹹水漁業を主とす故に營業上大體の景況は鹹水の部に詳記す

本村漁者は主として農間に營むものなれば著しき盛衰な

し

上郡村、竹方村、奥井村、與井新村、釜島村、東有年村、中山村、南野中村

本村漁者は主として農間に營むものなれば著しき盛衰な

し

小赤松村、大酒村、楠村、河野原村、赤松村、柏野村、若

繩村、岩木村、大枝新村、大枝村

明治元年頃迄は多くは中等以上の遊漁のみなりしが爾來

世上の不景氣の爲中等以下のものにして川漁に方向を轉

ずる者増加するの勢なり

第一款 營業の景況

第二款 生 産 場 場

鮎魚等は大批淡鹹兩水の相會合する所の軟砂地に於て育等の株又は鹽灰の集る所に産卵す 與井村調。○鯉、鮎、鮒は川

品 名	九 月	十 月	七 月	一 月
鮎	五 月	十 月	七 月	一 月
鯉	九 月	十 月	七 月	一 月

水族の生産する期節左の如し 與井村、中山村、南野中村調 赤に依る

第三款 蕃 殖

第一款 生 産 期 節

夏日本水に乗じ「アリダシ」と稱へ生石灰を漁場に流し又辛皮、山椒等の劇汁を以て魚族を昏醉せしめ残る所なく之を捕へ太だ蕃殖の妨害をなせし事あり然れども近年に至ては該漁事をなすもの絶てなし 與井村調 赤に依る

掛釣 并西郡に同じ

打網 加古郡に同じ

釣 佐用郡に同じ

第七款 有 害 漁 法

夏日早水に乗じ「アリダシ」と稱へ生石灰を漁場に流し又辛皮、山椒等の劇汁を以て魚族を昏醉せしめ残る所なく之を捕へ太だ蕃殖の妨害をなせし事あり然れども近年に至ては該漁事をなすもの絶てなし 與井村調 赤に依る

漁民數人	漁船數艘	掩網類數臺	抄網類數臺
一七		一	
二		一	
二		一	
二		二	
三五		三	
一七		二	
三三		四	
二		二	
一		一	
二		二	
一一		七	
五		五	
一		一	
一		二	
一		二	
四		三	
四		六	
五	一		一三
一	一	一	
六	三	三	
一二	六	六	
一六四	一一	五五	一三

第二款 營業種別  
漁業者の種別左の如し

種別	鯛魚打網漁者	鯉打網漁者	小鮎玉網漁者	鮎瀬取網漁者	鮎打網漁者
松小赤村		一五			二
村酒大					二
村楠					二
原河村野					二
村松赤		一五		一五	五
村野柏				一五	二
村楓昔		一五		一五	三
村木岩					二
新大枝村					二
村枝大					一
村郡上	四	四	三		
村万竹	四		一		
村井與					一
新與村井			一		一
村島笠			一		一
年東村有	三	四	一		
村山中	四	四	四		
中南村野			二	二	
村中					一
屋上假屋町里					六
一三					二
合計	四一	五七	二二	五六	二一